

注意喚起：米国法令の遵守について（米国政府からの注意喚起）

令和7年6月4日

在アトランタ日本国総領事館

- 米国政府から米国に所在するすべての外国公館に対して、法令の遵守についての注意喚起がありました。
- 米国への不法入国、不法滞在やその他の法令違反（飲酒運転等）は、逮捕・罰金・懲役、さらには査証・滞在資格が取消され、国外退去となり、その後再入国禁止となる可能性がありますので、注意してください。
- 不法滞在中の方で、帰国費用が用意できない場合は国土安全保障省（DHS）のCBP Home App を通じて帰国支援制度を活用可能とのことです。

1. 5月29日（木）、米国政府から日本を含む各国大使館・総領事館に対して、米国内における法令の遵守についての注意喚起がありました。

米国政府からの連絡では、米国への不法入国、米国内において滞在期限を超過し不法滞在となる、あるいはその他の法令違反をすると、逮捕・罰金・懲役のリスクがあるほか、国外退去処分とされる可能性もあること、また、国外退去となった場合、米国への再入国が永久に禁止される可能性もある旨、自国民に周知するよう各国公館に求めています。

在留邦人及び渡航者の皆様におかれては、不法入国、不法滞在、法令違反行為（資格外活動や飲酒運転等）は、逮捕・拘留されたり、多額の罰金が課されるリスク、さらには査証・滞在資格が取消され、国外退去となり、その後再入国が禁止される可能性がありますので、十分御注意ください。

2. 米国政府は、不法滞在中の外国人に対して速やかな出国を促しており、帰国費用がない場合には、国土安全保障省（DHS）が提供しているCBP Home App を通じて帰国支援制度を活用することが可能としています。

なお、旅券（パスポート）の有効期限が過ぎている場合は、当館又は最寄りの総領事館等にご相談ください。

3. 米国査証・滞在資格に関して新たな情報が得られましたら引き続き情報提供してまいります。

【参考】

- CBP Home App

<https://www.dhs.gov/cbphome>